

子どもの権利に関する推進計画における主要項目(案)

条例が目指すもの

● 自立した社会性のある大人への成長

・子どもが自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人への成長を図る。

● 子どもの視点に立ったまちづくり

・あらゆる場面で子どもが参加する機会を充実させ子どもに住みよいまちづくりを実践する。

● 権利の侵害からの救済

・いじめや虐待などから守られ、権利侵害がおきにくい社会を目指す。
・権利侵害された子どもへの適切な救済を図る。

● 条例に対する理解

・条例を正しく理解し、条例が掲げる理念を実践する。

現状
子どもに関する実態・意識調査結果より

◆子どもが意見を言ったり参加することについて(大人)

◆自分の考えや思いがあるときに、言うことができるか(子ども)

	大人	子ども
大人：『すべき』 子ども：『できる』		
家庭での大事な物事やルール	90.8%	64.7%
学校行事の企画・運営	79.7%	53.7%
学校の部活動の活動内容	79.1%	54.0%
学校の決まりごとに意見を言う	66.3%	51.3%
地域での行事の企画・運営	66.4%	23.0%
地域のまちづくりやボランティア活動	82.7%	-
札幌市政について意見を言う	55.3%	15.8%

◆ホッとでき安心していられる場所(子ども)

家で家族と過ごす場所	39.6%
自分の部屋	37.3%
学校の教室	3.7%
公園など地域で友だちと過ごす場所	2.1%

◆自分のことをどう思うか(子ども)

	『思う』	『思わない』
自分ことが好きだ	53.2%	45.1%
自分を大切に思っている人がいる	84.6%	14.1%
自分には人から必要とされている	67.6%	30.5%
ほかの誰かや社会のために何かをしてあげたい	83.7%	14.8%

◆札幌は自然、社会、文化体験しやすい環境か(子ども)

	『思う』	『思わない』
	42.4%	39.3%

★未来プラン

- 【子どもの参加の促進】
- 【自発的活動及び体験活動の支援の充実】
- 【放課後の居場所づくり】
- 【安全で安心なまちづくりの推進】
- 【札幌らしい特色ある学校教育の推進】

◆条例で守られていないと思う権利

	大人	子ども
いじめ、虐待、体罰から心や体が守られる	37.6% (1位)	45.5% (1位)
障がい、民族、国籍、性別、家族のことなどで差別を受けない	30.5% (3位)	31.6% (2位)

◆どんなところであれば相談したいか(子ども)

ひみつが守られる	50.2%
どんな話でも聞いて受けとめてくれる	48.5%
問題の解決方法を教えてくれる	40.1%
電話代などお金を支払わなくても相談できる	35.6%
困った時にかけ込める・逃げ込める	26.3%
24時間いつでも電話などで相談できる	26.2%
自分と年齢の近い話し相手がいる	19.0%
特に相談してみようとは思わない	32.6%

◆相談機関で知っているところや利用したことがあるところ

	大人	子ども
チャイルドラインさっぽろ	6.2%	45.0%
いじめ電話相談	42.0%	39.8%
児童相談所	66.5%	31.3%
子どもの人権110番	27.9%	13.6%
子どもの権利110番	20.3%	12.7%
教育センター、教育指導室	12.4%	10.1%
知っている・利用したところはない	24.5%	34.4%

◆アシストセンターの認知度

	大人	子ども
『聞いたことがある』	35.9%	73.4%
知らない	61.8%	25.6%

★未来プラン

- 【いじめ、不登校、虐待等関連事業】
- 【子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)】

◆条例の認知度

	大人	子ども
『聞いたことがある』	51.0%	35.6%
知らない	47.4%	63.2%

◆条例を何で知ったか(子ども)

学校の授業	45.8%
パンフレット・チラシ等	36.3%
テレビ、ラジオ、新聞	19.5%
家族や友達	6.5%
ホームページ	2.1%

推進計画策定に当たって重要と考えられる項目

「豊かに育つ環境づくり」

- 子どもの参加
- 子どもの居場所づくり・地域づくり
- 学校教育
- 多様な体験・学び など

「子どもの権利侵害からの救済」

- 権利侵害からの救済
- 権利侵害が起きないための環境づくり など

「子どもの権利の普及・啓発」

- 条例の広報・普及
- 子どもに対する権利学習
- 職員等への研修
- 市民向けの学習会の実施等 など

子どもの権利に関する推進計画における主要項目（案）

推進計画策定に当たって重要と考えられる項目	主な検討の視点	実態・意識調査結果	他都市の計画
<p>1 豊かに育つ環境づくり</p> <p>● 子どもの参加 【条例 11 条】 参加する権利 【条例 15 条】 開かれた施設づくり 【条例 24 条】 子どもの参加等の促進 【条例 25 条】 市の施設に関する子どもの意見 【条例 26 条】 審議会等への子どもの参加 【条例 27 条】 子どもの視点に立った情報発信等 【未来プラン重点項目 2】 ・子ども参加の促進</p> <p>● 子どもの居場所づくり・地域づくり 【条例 6 条】 学習等への支援 【条例 9 条】 自分らしく生きる権利 【条例 20 条】 地域における市民及び事業者の役割 【条例 21 条】 地域における子どもの居場所 【条例 22 条】 地域における自然環境の保全 【条例 23 条】 安全で安心な地域 【条例 29 条】 保護者への支援 【条例 30 条】 育ち学ぶ施設への支援 【条例 31 条】 市民の地域での活動の支援 【未来プラン重点項目 13】 ・ワーク・ライフ・バランス推進 【未来プラン重点項目 24】 ・特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携 【未来プラン重点項目 25】 ・特別支援教育の推進体制の充実 【未来プラン重点項目 28】 ・放課後の居場所づくりの推進 【未来プラン重点項目 30】 ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業</p> <p>● 学校教育 【条例 10 条】 豊かに育つ権利 【未来プラン重点項目 3】 ・子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実 【未来プラン重点項目 26】 ・札幌らしい特色ある学校教育の推進</p> <p>● 多様な体験・学び 【条例 10 条】 豊かに育つ権利 【条例 20 条】 地域における市民及び事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭 ・育ち学ぶ施設 ・地域 ・市政 ・子どもに分かりやすい情報発信 ・地域住民等の交流促進 民生委員、児童委員、青少年育成委員、町内会、PTA、NPO など ・多様な体験機会の提供、充実に向けた支援 ・放課後の子どもの居場所（未来プラン） ・犯罪のない安全、安心なまちづくり（未来プラン） ・札幌らしい特色ある学校教育（未来プラン） ・「食育」の推進（未来プラン） ・子育てしやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自分の考えや思いがあるときに、言うことができるか」（子ども） <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の大事な物事やルール 『できる』：64.7% 『できない』：14.0% ・学校（行事、部活、きまりごと）『できる』：53.7%、54.0%、51.3% 『できない』：26.3%、19.3%、24.4% ・地域の行事 『できる』：23.0% 『できない』：33.2% 言いたいことがない：40.6% ・札幌市政について『できる』：15.8% 『できない』：36.6% 言いたいことがない：44.4% ◆ 「子どもがボランティア活動をしない理由」 <ul style="list-style-type: none"> ・身近にする機会がない 52.8% ・何をすればよいか分からない：11.4% ◆ 「札幌は自然、社会、文化体験しやすい環境か」 <ul style="list-style-type: none"> 『思う』：42.4% 『思わない』：39.3% ◆ 「熱中したり夢中になれるときはどんなときか」 <ul style="list-style-type: none"> ・友だちや仲間と遊んでいるとき：65.1% ・趣味の活動：63.9% ・スポーツ：51.2% ・ゲーム：48.0% ・読書：43.3% ◆ 「ホッとでき安心していただけるのはどこか」 <ul style="list-style-type: none"> ・家で家族と過ごす場所：39.6% ・自分の部屋：37.3% ・その他の場所（学校、公園、児童会館等）は1割以下 ◆ 「自分のことをどう思うか」 <ul style="list-style-type: none"> ・自分のことが好きだ：『思う』53.2% 『思わない』45.1% ・自分を大切に思っている人がいる：『思う』84.6% 『思わない』14.1% ・自分は人から必要とされている：『思う』67.6% 『思わない』30.5% ・ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい：『思う』83.7% 『思わない』14.8% ◆ 「放課後や休日をどのようにすごしたいか」 <ul style="list-style-type: none"> ・友だちと遊んだり話したりしたい：73.1% ・一人で趣味を楽しんだり、静かに過ごす：48.8% ・家族と過ごす：34.9% ・グラウンドなど、外で遊んだり運動したりしたい：31.9% ・体育館など、室内で運動したい：28.7% ・音楽や趣味などサークル活動：25.4% ・キャンプやハイキング、自然探索などの野外活動：20.1% ・地域の清掃活動やボランティアなどに大人や他の子どもと一緒に取り組みたい：4.0% ◆ 「地域での参加や行動をしたことがあるか」 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のお祭り：72.3% ・電車やバスでお年寄りや体の不自由な人に席をゆずる：32.3% ・地域のスポーツやレクリエーションの大会：22.0% ・募金・献血などの活動：20.4% ・地域の清掃や防災などの活動：19.3% ・国際交流に関する活動：13.1% ・お年寄りのための施設を訪問する：12.2% ・公民館や地区会館などの講座やイベント：11.7% ・身近な地域の会社を訪問する：10.7% ・障がいのある人のための施設を訪問する：8.0% ・地域の子どものための指導や世話：6.5% ・その他：1.4% ・まったくしたことがない：11.5% 	<p>川崎市 「子どもの意見表明・参加の促進」 <u>市政への子どもの意見表明・参加を促進</u> ・子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保 ・子どもの交流支援 <u>学校における意見表明・参加を促進</u> ・子どもの意見表明参加の取組と効果の集約、参加意欲の促進など <u>地域において子どもが自発的に、文化的活動等に取組める環境整備</u> ・子どもの視点での情報発信など <u>意見表明・参加の意義や支援のあり方などについての啓発</u> など</p> <p>「子どもの居場所づくりの推進」 <u>子どもたちが安心して過ごせる環境の整備等</u> <u>地域における子どもの居場所づくり</u> ・中高生対象の文化・芸術活動をとおして居場所づくりを推進 <u>不登校の子が安心していられる場</u> ・不登校の子どもの居場所づくり <u>子どもの居場所に関わる職員等への研修</u> など</p> <p>高知県 「参加」 <u>子どもの意見を聴き、子どもの意見を適切に尊重</u> ・子どもと大人の対話づくり ・イベントの企画運営の機会の提供 <u>子どものコミュニケーション能力を高める</u> ・親子のふれあい ・地域の大人との交流 ・異年齢交流等 <u>子どもが参加するシステムをつくる</u> ・行政：各種委員会、計画への参加 ・学校：開かれた学校づくり ・地域：防災活動、情報提供</p> <p>「体験」 <u>体験の重要性を認識</u> <u>体験活動の充実</u> ・地域文化、芸術、スポーツ支援、自然に触れる機会づくり等 <u>さまざまな職業、生き方、考え方に触れる機会を増やす</u> ・子ども自身の自発的な活動支援</p> <p>「居場所」 <u>安心・安全な居場所を増やす</u> ・心と体の居場所づくり <u>活躍の場としての居場所を増やす</u> ・不登校への多方面からの取組 <u>学び直しができる環境を整える</u> ・子どもの学び直しと自立支援</p> <p>多治見市 「子どもの意見表明、参加の促進」 <u>市政への意見表明、参加の促進</u> ・子ども会議の活性化等 <u>親など保護者の支援の充実</u> ・仲間づくり支援 <u>意見表明・参加の意義等の啓発</u> など</p> <p>「子どもの居場所づくりの推進」 <u>居場所づくりの推進・居場所への子ども参加の促進</u> ・学校、施設、地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、居場所づくりを推進、子どもを取り巻く環境の無煙化等 <u>大人への支援</u> ・家庭、学校、施設、地域、保護者、職員等への研修、情報提供等</p>

子どもの権利に関する推進計画における主要項目（案）

推進計画策定に当たって重要と考えられる項目	主な検討の視点	実態・意識調査結果	他都市の計画
<p>2 権利侵害からの救済</p> <p>【条例 8 条】安心して生きる権利 【条例 13 条】虐待及び体罰の禁止等（保護者） 【条例 16 条】いじめの防止 【条例 17 条】虐待及び体罰の禁止等（施設） 【条例 18 条】関係機関等との連携と研修 【条例 19 条】事情等を聴く機会の設定 【条例 28 条】お互いの違いを認め尊重する社会の形成 【条例 32 条】相談及び救済</p> <p>【未来プラン重点項目 4】 ・子どもの権利の救済（子どもアシストセンター）</p> <p>【未来プラン重点項目 27】 ・いじめ、不登校、虐待等関連事業</p>	<p>・権利侵害の救済 ・体制づくり ・関係部署の連携強化 ・相談しやすい仕組みづくり</p> <p>・権利侵害の未然防止 ・権利侵害が起きないための環境づくり ・権利に関する理解促進</p>	<p>◆「条例で守られていないと思う権利」 ・いじめ等から心や体が守られる 大人：37.6%（1位） 子ども：45.5%（1位） ・障がい、国籍等で差別を受けない大人：30.5%（3位） 子ども：31.6%（2位）</p> <p>◆「保護者の中であなたをよく分かってくれるのはだれか」 ・母：81.3% ・父：44.5% ・祖父母：16.8% ・分かってくれていると思う人はいない：9.3%</p> <p>◆「悩みをだれに相談するか」 ・中学生：友だち：59.0% 母：47.4% 父：15.4% ・小学生：母：48.5% 友だち：16.8% 父：3.5%</p> <p>◆「アシストセンターの認知度」（子ども） ・知っているし、利用したことがある：1.5% ・知っているが、利用したことはない：55.0% ・名前は聞いたことがある：16.9% 『聞いたことがある』：73.4% ・知らない：25.6%</p> <p>◆「相談機関で知っているところや利用したことがあるところ」（子ども） ・チャイルドラインさっぽろ：45.0% ・いじめ電話相談（少年相談室）：39.8% ・児童相談所：31.3% ・子どもの人権 110 番（札幌法務局・札幌人権擁護委員連合会）：13.6% ・子どもの権利 110 番（札幌弁護士会）：12.7% ・教育センター教育相談室：10.1% ・知っているところや利用したところはない：34.4%</p> <p>◆「どんなところなら相談しやすいか」 ・ひみつが守られる：50.2% ・どんな話でも聞いて受けとめてくれる：48.5% ・問題の解決方法を教えてくれる：40.1% ・電話代などお金を支払わなくても相談できる：35.6% ・こまったときに、かけこめる、逃げ込める：26.3% ・24 時間いつでも電話などで相談できる：26.2% ・自分と年齢が近い話し相手がいる：19.0% ・自分の気持ちや意見を代わりに話してくれる：10.9% ・学校の施設の職員などと協力して、一緒に解決してくれる：10.2% ・特に相談してみようとは思わない：32.6%</p>	<p>川崎市 「子どもの相談及び救済の充実」 <u>子どもが安心して容易に相談できる体制、環境整備</u> ・子どもが自身が気軽に相談できるよう子ども相談窓繰りの充実 <u>障がい、多様な文化背景、不登校等の子どもに配慮した救済体制の整備</u> <u>子どもへの権利侵害を防止し、社会的な認識を高める広報・啓発等</u> ・大人を対象とした学習機会の提供等 <u>体罰によらない子どもへの対応、学校内で速やかに対応できる体制の整備</u> <u>区役所を中心とした身近な場所での相談体制の充実</u> <u>人権オンブズパーソンの機能の充実</u> など</p> <p>高知県 「人権救済」 <u>子どもの人権に対する理解を深める</u> <u>相談しやすい環境づくり</u> <u>虐待、いじめに対する予防と対応を強化</u> ・早期発見の呼び掛け <u>地域の対応力の向上</u></p> <p>多治見市 「子どもの相談・救済体制の充実」 <u>相談機関の子どもへの広報、安心して相談できる体制や環境整備</u> ・子どもに分かりやすく具体的に広報</p> <p><u>権利侵害防止の観点からの広報・啓発と相談支援体制の充実</u></p> <p>・権利侵害を防止し、被害を出さないために子どもの権利についての社会的認識を高める広報・啓発 ・保護者が安心して子どもに向き合える相談支援体制を充実 <u>子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実</u> ・専門性、第三者性を有する相談・救済機関として機能強化等 <u>関連機関の連携による子どもの権利救済体制の充実</u> など</p>
<p>3 子どもの権利の普及・啓発</p> <p>【条例 4 条】広報及び普及 【条例 5 条】子どもの権利の日 【条例 6 条】学習等への支援 【条例 3 条】他の公共団体等への働きかけ</p>	<p>・広報・普及 パンフレット、ホームページ、権利の日</p> <p>・子ども ・育ち学ぶ施設（学校施設等）の職員 ・市民</p>	<p>◆「条例の認知度（子ども）」 ・知っている：7.1% ・少しは内容を知っている：5.8% ・聞いたことはあるが内容はよくわからない：22.7% 『聞いたことがある』35.6% ・知らない：63.2%</p> <p>◆「条例の認知経路」 ・学校の授業：45.8% ・パンフレットなど：36.3% ・テレビやラジオ、新聞：19.5%</p> <p>◆「インターネットを利用している」80.7%→「市のHP利用したことがある」16.3%</p> <p>◆「条例に定められている権利で守られていないもの」 ・プライバシーが守られること 子ども 21.3%(3位)→大人 21.5%(11位) ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること 子ども 21.0%(4位)→大人 24.2%(8位) ・家庭などのあらゆる場で自分の意見を表明すること 大人 27.0%(4位)→子ども 15.9%(8位) ・表明した意見について年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること 大人 26.4%(5位)→子ども 12.9%(14位)</p>	<p>川崎市 「子どもの権利に関する意識の向上」 <u>学校における権利学習、学校以外の場で学習できる条件整備と支援</u> ・カリキュラムの中での位置づけと工夫等 ・こどもページの充実 <u>親等を対象とした子どもの権利に関する学習</u> など ・市職員、親、教職員、地域等に対する研修等の実施等</p> <p>多治見市 「子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成」 <u>権利学習の推進</u> ・学校における権利学習を進める、学校以外にも権利学習ができる場をつくる <u>大人に対しての普及啓発などの支援</u> ・保護者、施設職員、教職員等への研修、情報提供等</p>